

京都市消防局告示第17号

昭和55年11月20日京都市消防局告示第10号（消防法第8条の2第1項の規定に基づく共同防火管理を要する地下街の指定）の一部を次のように改めます。

令和5年2月22日

京都市消防局長 井上 元次

改 正 前		
消防法第8条の2第1項の規定に基づく <u>共同防火管理</u> を要する地下街の指定		
消防法第8条の2第1項の規定に基づき、 <u>共同防火管理</u> を要する地下街を昭和55年11月27日から次のとおり指定します。		
名 称	所 在 地	区 域
京都ステーション センター地下街	下京区烏丸通塩小路下る東塩 小路町無番地	別図のとおり

**別図**

京都市高速鉄道烏丸線  
京都駅 北改札内

地下1階

地下2階

凡例 共同防火管理を要する  
地下街の区域

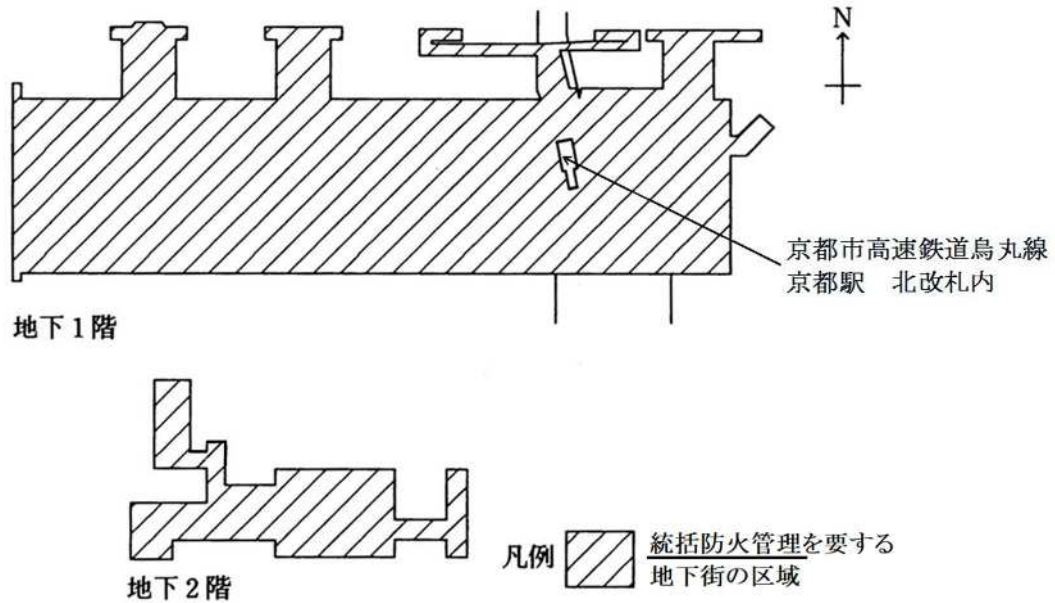
改 正 後

消防法第8条の2第1項の規定に基づく統括防火管理を要する地下街の指定

消防法第8条の2第1項の規定に基づき、統括防火管理を要する地下街を昭和55年11月27日から次のとおり指定します。

名 称	所 在 地	区 域
京都駅北口広場 地下街	下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町無番地	別図のとおり

別図



(消防局予防部予防課)